# 第２章　総　　論

## 計画の性格等

### 計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第３項に規定する市町村障害者計画です。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」（平成30年３月策定）や石川県の「いしかわ障害者プラン2019」（平成31年３月策定）などの他機関の計画と整合性を図るとともに、「2018金沢市地域福祉計画」（平成30年３月策定）、「長寿安心プラン2021」（令和３年３月策定）、「かなざわ子育て夢プラン2020」（令和２年３月策定）、「金沢健康プラン2018」（平成30年３月策定）など、本市の福祉・健康分野の計画との関連が深く、それらと整合性を図りながら策定し、推進します。

### 計画の範囲

障害者基本法では、障害者の範囲を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」には、難病患者などが含まれると考えられます。

この計画は、直接には、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人（発達障害のある人および高次脳機能障害のある人を含みます。）のほか、難病患者など継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象としますが、ノーマライゼーション社会の実現のためには、すべての市民の理解と協力が必要です。したがって、この計画は全市民を対象とします。

### 計画の期間

この計画の期間は、令和３年度（2021年度）から令和８年度（2026年度）までの６年間とします。なお、社会情勢の変化や障害のある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、障害福祉サービスおよび障害児支援サービスにかかる事項については、障害者総合支援法および児童福祉法に定められている障害福祉計画・障害児福祉計画として、３年ごとに策定しており、第６期・第２期計画の期間は令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）です。

##### 計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平  成  27  年  度 | 平  成  28  年  度 | 平  成  29  年  度 | 平  成  30  年  度 | 令  和  元  年  度 | 令  和  ２  年  度 | 令  和  ３  年  度 | 令  和  ４  年  度 | 令  和  ５  年  度 | 令  和  ６  年  度 | 令  和  ７  年  度 | 令  和  ８  年  度 |
| 第４期障害福祉計画  第４次障害者計画 |  |  | 第５期障害福祉計画  第１期障害児福祉計画 |  |  | 第５次障害者計画  第７期障害福祉計画  第３期障害児福祉計画  第６期障害福祉計画  第２期障害児福祉計画 |  |  |  |  |  |

## 基本目標

金沢市障害者計画は、《ノーマライゼーション社会》の実現をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、あたりまえ、あるがままを大事にする社会です。障害の有無にかかわらず、すべての人が平等に社会の構成員として、あるがままの姿でふつうの生活を送ることが、あたりまえの社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、完全参加と平等が達成された社会です。障害のある人が、社会生活と社会の発展のすべてに参加し、他の人々と同等の権利が保障される社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、ともに創り、ともに生きる社会です。障害のある人が同情やあわれみ、あるいは保護の対象とされる存在から、社会を変える力と可能性を持った主人公として、すべての人とともに生き、暮らし、そして地域や文化を創りあげていく、そんな社会をめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、自己決定を可能にする社会です。障害のある人も、自分の生き方、暮らし方を選択し、決定できる権利があります。障害のある人に、障害を「克服」し、社会に「適応」するための不屈の精神力や肉体的努力を求めるのではなく、障害のある人一人ひとりが自分の生き方を追求できるように、社会そのものを変えていかなければなりません。障害のある人が社会に合わせるのではなく、社会が障害のある人に合わせる社会づくりをめざします。

《ノーマライゼーション社会》とは、障害のある人もない人も、人間としての尊厳と人権が保障される社会です。ノーマライゼーションの理念は、1950年代、知的障害のある子どもの施設改善運動に共鳴したデンマークの行政官であるニルス・エリク・バンクミケルセンによって提唱され、現在は「障害があっても誰でも社会参加ができ、地域の中で当たり前の生活ができる社会こそがノーマルな社会である。」という考え方として、広く世界に浸透しています。日本国憲法も平和と人間の尊厳を基調とし、基本的人権の尊重を柱としています。また、障害者基本法は、その第３条において「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と規定した上で、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。（第１号）」、第４条第１項では「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」として、ノーマライゼーション社会の実現を基本的理念としています。また、第４条第２項では「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としています。本計画は、この障害者基本法を根拠とするものです。

《ノーマライゼーション社会》とは、本当の豊かな社会です。国際障害者年行動計画（1980年）は「ある社会が構成員のいくらかの人々を閉め出す場合、それは貧しい社会である。」と述べました。障害者計画の基本目標にとどまらず、《ノーマライゼーション社会》の実現こそ、真に豊かな金沢への途といえるでしょう。

## 基本的視点

ノーマライゼーション社会実現のため、次のことを基本的視点として計画を策定し推進します。

➊　共生社会の実現

❷　障害のある人の人権の尊重

❸　障害のある人の自己決定と選択の尊重

❹　障害のある人の自立とすべての社会、経済、文化活動への参加

❺　さまざまな障害に応じたきめ細かな施策の展開

❻　障害のある人一人ひとりのライフステージに合った総合的施策の推進

❼　障害のある人やその家族の政策・施策の立案・決定・実施過程への参加

❽　国、県、他市町村、企業、市民組織等の役割分担の明確化と連携・協働の強化

## 重点施策

１　安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現　…「ともに生きる」の新設

少子高齢・人口減少社会の急速な進展や人間関係の希薄化、社会的孤立等の課題が表面化する中、年齢や障害の有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現が強く求められることから、新たな施策の柱となる「ともに生きる」を新設し、関連施策を拡充します。

２　障害のある児童への支援強化　…「豊かに育つ」の新設

児童福祉法等の改正や金沢ＳＤＧｓ(※１)の推進等を受け、子育て支援の充実や医療的ケアが必要な児童等への支援を強化するため、新たな施策の柱となる「豊かに育つ」を新設し、関連施策を充実します。

※１「ＳＤＧｓ」とは

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っているもの。

３　社会情勢の変化等への対応

(１)　東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国のユニバーサルデザイン2020行動計画の策定（平成29年）やユニバーサル社会実現推進法の制定（平成30年）、バリアフリー法の一部改正（令和２年）を受け、各分野におけるユニバーサルデザインを推進します。

(２)　国の障害者文化芸術推進法の制定（平成30年）を契機に、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、障害のある人が文化芸術活動等を通じて能力を発揮し、更なる自立・活躍を促進する施策を展開します。

(３)　金沢市手話言語条例（平成29年）や国の読書バリアフリー法（平成30年）の制定、情報提供に関する多様なニーズ等に対応するため、情報コミュニケーション施策を充実します。

(４)　生産年齢人口の減少等による担い手不足や多様化・複雑化するニーズに対応するため、ＩＣＴの利活用や、ＩｏＴ、ＡＩ時代のスマートインクルージョン（※２）の視点を各種施策に反映します。

※２「スマートインクルージョン」とは

ＩｏＴやＡＩの力で、障害がある人もない人もともに生涯安全に暮らせる社会を実現するという発想。